

京都市告示第 3 5 9 号

平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日京都市告示第 3 6 3 号（京都市東山区要保護児童対策地域協議会の設置）の一部を次のように改めます。

平成 2 4 年 1 2 月 1 3 日

京都市長 門川大作

第 3 項（要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称及び児童福祉法第 2 5 条の 5 各号の該当する号）の表を次のように改めます。

名 称	児童福祉法第 2 5 条の 5 各号の該当する号
京都市児童福祉センター	第 1 号
京都市東山区役所福祉部	第 1 号
京都市東山区役所保健部	第 1 号
京都市教育委員会指導部生徒指導課	第 1 号
京都市立東総合支援学校	第 1 号
京都市三条保育所	第 1 号
東山消防署	第 1 号
東山警察署	第 1 号
社団法人 東山医師会	第 2 号
社団法人 京都府歯科医師会東山支部	第 2 号
社会福祉法人 京都市東山区社会福祉協議会	第 2 号
平安養育院	第 2 号
大照学園児童部	第 2 号
むくの木園	第 2 号
セルフサポートセンター東樹	第 2 号

名 称	児童福祉法第25条の5 各号の該当する号
京都市東部障害者地域生活支援センターらくとう	第2号
社団法人 京都市私立幼稚園協会（東山地区代表）	第2号
社会福祉法人 東山ファミリーホーム	第2号
公益財団法人 京都市青少年活動センター	第2号
東山区保育園協議会	第3号
京都市新道児童館	第3号
京都市立小学校校長会 東山支部	第3号
京都市立中学校校長会（東山地区代表）	第3号
東山区民生児童委員会	第3号
京都市長が指定する者	第3号

（東山区役所福祉部支援保護課）